

議案第10号

湯河原町都市公園条例の一部改正について

湯河原町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

湯河原海辺公園ドッグランについて、有料公園施設から無料の施設へ変更するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町都市公園条例の一部を改正する条例
湯河原町都市公園条例（昭和41年湯河原町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中 「

湯河原海辺公園	急速充電器 ドッグラン
---------	----------------

」 を 「

湯河原海辺

」

公園	急速充電器
----	-------

」 に改める。

別表第3湯河原海辺公園の部ドッグランの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

湯河原町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行		改 正 後		備 考
(有料公園施設) 第7条 有料公園施設は、次のとおりとする。		(有料公園施設) 第7条 有料公園施設は、次のとおりとする。		
公園の名称	有料公園施設の種類	公園の名称	有料公園施設の種類	
(略)	(略)	(略)	(略)	
湯河原海辺公園	急速充電器 ドッグラン	湯河原海辺公園	急速充電器	
2 (略)		2 (略)		
5 (略)		5 (略)		
別表第3 (第15条関係)		別表第3 (第15条関係)		
1 (略)		1 (略)		
(略)		(略)		
2 (略)		2 (略)		
(略)		(略)		
3 (略)		3 (略)		
(略)		(略)		
4 有料公園施設を利用する場合		4 有料公園施設を利用する場合		
公園名	施設名	単位	使用料	
(略)				
湯河原海辺公園	急速充電器	(略)	(略)	
		(略)	(略)	
	ドッグラン	町内の者(15歳以上の者(中学生を除く。))	無料	
		町外の者(15歳以上の者(中学生を除く。))	200円	
		1頭1回につき		
備考		備考		
1 (略)		1 (略)		
7 (略)		7 (略)		

現 行	改 正 後	備 考
	附 則 この条例は、令和8年4月1日か ら施行する。	